

答申第1号

答 申

1 審査会の結論

平成17年10月17日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った「滞納に伴う、差し押え（一身田399-2番地）の解除（H16年4月1日）の理由、書面。又、1入手金額 2地籍測量図 の分るもの」（以下「本件対象文書」という。）に係る公文書開示請求につき、実施機関が平成17年10月27日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成17年10月17日付けで異議申立人が、津市情報公開条例（平成13年津市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき行った本件対象文書に係る公文書開示請求に対し、本件決定の取消しを求め、具体的な内容すなわち納付金額と納付日等の記載された文書の開示を求めるというにある。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書である差押解除通知書について、当該解除の条件となる具体的な内容すなわち納付金額と納付日等の開示を求めたのであり、単に「国税徴収法第79条第1項の規定を適用し解除する」という差押え解除の根拠の開示を求めたわけではない。また、本件対象文書に添付されている他の書類がないというのは不自然であり、それらを含めた開示を求めるものである。

その背景として、市が差し押さえた不動産は私道ながら過去30何年にわたり異議申立人を含め6軒が日常的に利用しており、その土地の登記上の記載に係る顛末は重大なる関心事である。その意味において、差押解除の理由とその条件などについては地役権者として関係する一連の公文書の内容を知る権利があるのではないか。

4 実施機関の部分開示理由等説明

本件対象文書に記載されている滞納者の住所、氏名は条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報」であることから不開示とした。また、備考欄記載の滞納者と実施機関の約束事項も、公にすることにより個人の権利利益を害すると認められるものとして公開しなかったものである。

5 部分開示理由等説明書に対する異議申立人の意見

差押解除の要件として具体的な内容すなわち納付金額と納付日等の開示を求めたものであり、これに添付されたいろいろな書類を開示してほしい。条例の主旨からすれば、内部的な資料も含めてファイル一式が公文書なのであり、単なる稟議書としての部分のみの開示では納得できない。

6 審査会の判断

異議申立人が開示を主張する本件対象文書の不開示部分のうち滞納者の住所、氏名は、条例第7条第2号に規定する個人情報であり、特定の個人が識別され、なおかつ差押という措置の性格上、開示することにより個人の権利利益を害すると認められ得る情報である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

なお、当審査会が津市長より諮問を受けた事項は、「不動産差押及び参加差押の解除について（伺い）についての文書を部分開示したことが妥当であるか否か。」であって、本件においては、当審査会はそれ以上に異議申立人の真意を推測して事案を調査し意見を述べる立場にはない。よって、異議申立人の方で実施機関に対し改めて別件として上記以外の文書の開示請求を行い、この点について新たに諮問を受けた場合には当審査会が改めて審査することができる。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|-----------------------|
| 平成17年11月21日 | 諮問書の受付 |
| 平成17年12月15日 | 諮問案件の説明及び審議 |
| 平成18年 1月18日 | 異議申立人及び実施機関からの意見聴取、審議 |
| 平成18年 3月30日 | 答申 |

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

| | 氏 名 |
|-----|---------|
| 会 長 | 樋 上 陽 |
| 副会長 | 伊 藤 恵 子 |
| 委 員 | 村 田 裕 |
| 委 員 | 伊 藤 千代子 |
| 委 員 | 寺 川 史 朗 |